

国立大学法人琉球大学副理事に関する規程

〔平成30年3月27日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第7条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）の副理事に関し、必要な事項を定める。

(職務等)

第2条 本法人に、副理事として別に定める人数を置き、その担当職務については学長が別に定める。

2 副理事は、学長の指示を受け、学長及び理事の職務を補佐して、所管の事務部門を総括する。

(選考及び任命)

第3条 副理事は、本法人の教職員のうちから、学長が選考し任命する。

(任期)

第4条 副理事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命する学長の任期を超えることはできない。

2 副理事が欠員となった場合の後任の副理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議出席)

第5条 副理事は、関係する会議に出席する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、副理事に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。